

「主催者に対する支援規則」による補助金交付の対象となる会場 使用料の取扱いについて

主催者に対する支援規則による補助金は、大会の開催のためのビーコンプラザの会場使用料を交付の対象としており、大会の開催に必要でないと認められる会場に係るものは、補助の対象とはならない(同規則別表の備考)。

この「大会の開催に必要でないと認められる会場の使用料」に該当するものを例示すると、下記に掲げるとおりである。

なお、リハーサル及び終了後の撤去のための会場の使用料のうち、大会の開催に必要と認められるものは、原則として、それぞれ1日分とする。

1. 全館貸切りとしたが、使用しない会場が生じた場合は、その使用しなかった会場の使用料
2. 道具、備品等の保管のためだけに使用する会場の使用料
3. 補助金が交付されることにより、通常とは異なった過度なリハーサル等を繰り返す等の使用をした場合は、そのリハーサルに使用した会場の使用料
4. フロア全体を占有するために、大会の開催のため使用しない会場を借りた場合は、その使用しない会場の使用料